

2021年1月7日

【重要】緊急事態宣言に伴う対応について

試験、検査委託者の皆さま
関係者の皆さま

1月7日、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、政府は緊急事態宣言を発出いたしました。

社会の一員としての責務を負う一般財団法人生物科学安全研究所は、宣言の趣旨に従いつつ、私たちの担う責任を全うするために、職員の安全、事業の継続性も勘案しつつ、以下の通りの対応といたします。

対面での会議、作業、移動を伴う現場での試験、作業、多人数での密集した作業などについては、緊急事態宣言及び都府県の緊急事態措置の内容・趣旨に従い原則自粛いたします。詳細につきましては、各試験担当にご照会ください。

なお、本件に係る追加対応につきましては、適用期間を含め、日本政府、地方自治体の発信する情報に基づき適切に対応することとし、今後適時情報発信しながら事業継続に努めてまいります。

以上